

地方独立行政法人くらて病院役員報酬等規程

平成 25 年 4 月 1 日くらて病院規程第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人くらて病院（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員 の 身分)

第 2 条 法人の役員は、理事長及び副理事長は常勤とし、理事は常勤又は非常勤、監事は非常勤とする。

(役員 の 報酬)

第 3 条 役員の報酬は、常勤の役員については基本報酬、業績報酬及び賞与とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。ただし、地方独立行政法人くらて病院職員給与規程（平成 25 年くらて病院規程第 8 号。以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける常勤の職員が役員を兼ねる場合は、職員給与規程の規定により支払われる給与及び業績報酬とする。

(報酬 の 支給日)

第 4 条 役員の報酬の支給日は、職員給与規程の例による。

(基本報酬)

第 5 条 常勤の役員の基本報酬の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 理事長 月額 800,000 円
- (2) 副理事長 月額 740,000 円
- (3) 理事(医師) 月額 600,000 円 (医師以外 月額 400,000 円)

2 非常勤の役員の非常勤役員手当の額は、日額 30,000 円とする。

(業績報酬)

第 6 条 常勤の役員の業績報酬の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 理事長 月額 800,000 円
- (2) 副理事長 月額 740,000 円
- (3) 理事(医師) 月額 600,000 円 (医師以外 月額 200,000 円)

2 第 3 条ただし書で規定する業績報酬は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 理事長 月額 200,000 円
- (2) 副理事長 月額 100,000 円
- (3) 理事(医師) 月額 50,000 円 (医師以外 月額 30,000 円)

3 理事長は、業績報酬の額について、理事会において経営状況の検証を行ったうえで第1項については業績報酬の年額の100分の30の範囲内で、第2項については100分の130の範囲内でこれを増額し、又は減額することができるものとする。

4 前項の規定に基づき業績報酬を減額する場合は翌年度の業績報酬月額で減額調整するものとし、役員が年度末で退職した場合は退職金で調整するものとする。
(費用弁償)

第6条 役員が業務のため旅行した場合は、当該旅行に要した費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、地方独立行政法人くらはて病院旅費規程の例による。
(賞与)

第7条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した場合についても同様とする。

2 賞与の額は、基本報酬の月額及び基本報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間(これに準じるものとして理事長が別に定める期間を含む。)の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月 100分の100

(2) 3月以上6月未満 100分の60

(3) 3月未満 100分の30

3 前項の賞与の額を定めるに当たっては、業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を理事会で総合的に勘案し、同項の規定による賞与の額の100分の20の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

4 理事長は、法人の職員の例により賞与の支給を一時差し止めることができる。

5 次の各号のいずれかに該当するものには、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る賞与(第3号の規定に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた賞与)は支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第17条第2項及び第3項の規定により解任された常勤の役員(同条第2項第1号に該当して解任されたものを除く。)

(2) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日までの間に離職した常勤の

役員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3) 前項の規定により賞与の支給を一時差し止められた者(当該差し止めを取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(非常勤理事の報酬及び賞与)

第8条 非常勤理事の報酬及び賞与の額は、常勤理事の勤務時間に対する非常勤理事の勤務割合に応じて定めるものとする。

(日割計算)

第9条 新たに常勤の役員となった者には、その日から基本報酬を支給する。

2 常勤の役員が任期満了、辞職、解任又は死亡したときは、その日までの基本報酬を支給する。

3 第1項及び第2項の規定により支給する基本報酬の額は、日割によって計算する。

4 前項の日割計算の方法は、法人の職員の例による。ただし、非常勤の役員にあっては、その月の現日数を基礎とする。

(支払方法)

第10条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込みの方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき、役員の報酬から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第11条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。